

広島大学社会産学連携推進機構民間企業等外部機関が設置する研究所内規

平成 30 年 1 月 16 日

広島大学社会産学連携推進機構長 越智 光夫

(趣旨)

第 1 条 この内規は、広島大学社会産学連携推進機構規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 54 号)第 9 条第 2 項の規定に基づき、民間等外部の機関(以下「外部機関」という。)からの申請により、広島大学社会産学連携推進機構(以下「機構」という。)に民間企業等外部機関研究所(以下「外部機関研究所」という。)を設置する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 外部機関研究所は、本学と民間等外部の機関が組織対組織による高度な相互理解と信頼を前提とした新たな価値共創型の産学連携共同研究及び人材育成のため、外部機関から本学に受け入れる経費を活用して設置及び運営し、もって当該共同研究及び人材育成の推進を図ることを目的とする。

(外部機関研究所の役割)

第 3 条 外部機関研究所は、当該外部機関に係る共同研究、共同研究講座、共同研究部門、寄附講座及び寄附研究部門(以下「共同研究等」という。)等の共通の目的又は基本方針を有するものを統括し、包括的なマネジメントを実施する。

(名称)

第 4 条 外部機関研究所には、当該外部機関研究所に係る共同研究等の目的又は基本方針を示す名称若しくは外部機関が明らかとなる名称又はその両方を付すものとする。

2 外部機関研究所の名称について、本学と外部機関が共同で設置することが明らかとなるような字句を前項の名称に付加するものとする。

(設置の申請)

第 5 条 外部機関は、外部機関研究所の設置をする場合は、機構長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、外部機関研究所設置申込書(別記様式)を提出するものとする。

(設置の決定)

第 6 条 機構長は、前条の申請があった場合において、設置目的を勘案し適当と認めるときは、機構運営会議の議を経て、当該外部機関研究所の設置を決定するものとする。

(設置の報告)

第 7 条 機構長は、外部機関研究所の設置を決定したときは、教育研究評議会に報告するものとする。

(契約の締結)

第 8 条 外部機関研究所の設置を決定したときは、速やかに当該外部機関と外部機関研究所設置契約書により契約を締結するものとする。

(存続期間)

第9条 外部機関研究所の存続期間は、原則として5年以上10年以下とする。

2 外部機関研究所の存続期間は、更新することができる。この場合の手続は、設置の例による。

(変更の手続)

第10条 外部機関研究所の内容に重大な変更を加えようとする場合の手続は、設置の例による。

(施設使用料)

第11条 外部機関は、外部機関研究所を設置する建物の使用料、光熱水料その他施設使用にかかる経費について、1平方メートル当たり月額3,000円を納付しなければならない。ただし、施設使用等について特別な定めがある場合は、この限りでない。

(組織)

第12条 外部機関研究所に、次の職員を置くものとする。

(1) 所長

(2) その他必要な職員

2 外部機関研究所に、前項に掲げる者のほか、副所長、運営統括責任者及び研究統括責任者を置くことができるものとする。

第13条 所長は、外部機関研究所に係る本学教員のうちから機構長が指名し、外部機関が同意した者をもって充てる。

2 所長は、外部機関研究所のマネジメントの統括を行う。

第14条 副所長は、当該外部機関が指名し、機構長が同意した者をもって充てる。

2 副所長は、所長の職務を補佐する。

第15条 運営統括責任者は、所長が指名し、副所長が同意をした者をもって充てる。

2 運営統括責任者は、所長の指揮の下、外部機関研究所の運営上のマネジメントに責任を負う。

第16条 研究統括責任者は、副所長が指名し、所長が同意した者をもって充てる。

2 研究統括責任者は、所長の指揮の下、研究所に係る共同研究等の研究上のマネジメントに責任を負う。

(研究協議会)

第17条 外部機関研究所に、研究協議会を置くものとする。

2 研究協議会は、外部機関研究所の活動方針に関して協議する。

第18条 研究協議会は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 所長

(2) その他所長及び副所長が合意して必要と認めた者若干人

2 研究協議会に議長を置き、所長をもって充てる。

3 議長は、研究協議会を主宰する。

4 その他研究協議会に関し必要な事項は、研究協議会が定める。

(運営委員会)

第19条 外部機関研究所に、運営委員会を置くことができるものとする。

2 運営委員会は、外部機関研究所の運営に関して協議する。

3 運営委員会に、運営委員会事務局を置くことができる。

第20条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 外部機関研究所に係る共同研究講座等教員又は寄附講座等教員のうちから所長が必要と認めた者若干人

(2) 外部機関研究所に係る共同研究等の外部機関の研究責任者

(3) その他所長が必要と認めた者若干人

2 その他運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(雑則)

第21条 特別の事情によりこの内規に定めるところによることができない場合又はこの内規によることが著しく不相当であると機構及び外部機関が認める場合は、機構及び外部機関の合意に基づき別段の取扱いをすることができる。

2 この内規に定めるもののほか、外部機関研究所の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。